

令和6年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年2月29日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 2月29日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	滝 沢 幸 映 君	9番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 5 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 6 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 議案第 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 8 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 9 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 議案第 10 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 11 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 12 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 13 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 14 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 20 議案第 15 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 第 21 議案第 16 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 17 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 23 発委第 1 号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 24 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 25 議案第 19 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 26 議案第 20 号 坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議案第 21 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議案第 22 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

- 第29 議案第23号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第24号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第25号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第26号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第27号 坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第28号 新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について
- 第35 議案第29号 令和6年度坂城町一般会計予算について
- 第36 議案第30号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第37 議案第31号 令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第38 議案第32号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第39 議案第33号 令和6年度坂城町下水道事業会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、教育長 塚田常昭君から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第127条の規定により、13番 朝倉国勝君、14番 大森茂彦君、2番 中嶋 登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和6年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心より感謝申し上げます。

さて、今年は年明け早々の元日夕方、能登半島沖を震源とした能登半島地震が、翌2日には、羽田空港滑走路内において民間旅客機と海上保安庁飛行機が衝突する大惨事が発生し、波乱の年明けとなりました。

特に能登半島地震におきましては、地震の規模がマグニチュード7.6、観測された最大震度は7という大変大規模なものとなり、地震の影響から、広範囲において家屋等の倒壊に加え、火災、津波なども重なる大災害となってしまいました。

そうした中で、長野県町村会において、県内町村からの「能登半島地震への公的義援金による支援」を取りまとめ、被災町村へお送りすることとしたところであり、当町におきましても専決処分による補正予算にて対応したところであります。

これと並行しまして、被災地支援として、県と市町村で合同災害支援チームを組織し、当町からも羽咋市へ職員派遣を行い、被災・罹災証明の発行事務を行ってきたほか、今後においても県内市町村で輪番制により、継続的に職員派遣を行う予定としております。

あわせて、被災地からの不足している物資の情報から、町で保管しているブルーシートに加え、企業、住民の皆様にも支援のご協力をいただき、救援物資として提供を行っているところであります。

また、坂城町役場に能登町出身者がおられるということもあり、過日、坂城町農業クラブ、坂城町社会福祉協議会、坂城町役場職員の皆様が災害復旧ボランティアとして活動されました。心より感謝申し上げます。

さらに、役場福祉健康課、町社会福祉協議会窓口において義援金を受け付けており、お寄せいただいた義援金は日本赤十字社を通して被災地へ届ける予定となっておりますので、多くの

皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと考えております。

復興にはまだ遠く、兆しが見えない状況の中、お亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表し、被災された全ての方々にお見舞い申し上げるとともに、災害のあった地域全体の日も早い復興を祈念するところであります。

また、義援金とともに専決処分とした補正予算として、物価高騰が続き、住民生活や企業活動にも様々な影響が及ぶ中、特に大きな影響を受ける低所得世帯を迅速に支援するため、現在給付を行っている住民税非課税世帯への7万円の追加給付のほか、新たに3月より、住民税所得割非課税世帯への10万円の給付と、さらには住民税均等割または所得割が非課税の世帯を対象に18歳以下の児童1人当たり5万円を加算給付する事業を行うための経費について、対応したところであります。

さて、現在、策定を進めております「新複合施設 基本構想・基本計画」につきましては、建設委員会での協議内容や利用者等との意見交換を踏まえて素案を作成し、本日まで町民の皆様からの意見募集を行っております。

この「基本構想・基本計画」は、今後の設計立案において踏まえるべき、新複合施設で実現を目指すことや、施設に求められる要件などの基本的事項をまとめたもので、今後、町民の皆様からのご意見も加味し、年度末の策定完了に向け進めてまいります。

次に、令和6年度から3か年を計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定につきましては、策定委員会や意見募集による町民の皆様からのご意見により追加や修正等を行ってまいりました。

先日、第3回策定委員会において計画案をご承認いただきましたので、本計画に基づき、来年度より障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保など、各種事業や支援を実施してまいります。

また同じく3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」につきましても、今年度見直しを行ったところであります。当町におきましても、後期高齢者の人口増加と高齢化が進む中、今後3年間に必要となる介護サービス量を見込み、高齢者の介護予防事業と地域における自立した日常生活の支援のための事業を行うため、ご負担いただく介護保険料について、13段階に細分化し、基準額とする第5段階の保険料を年額1,200円減額する計画案を、介護保険運営協議会においてご承認いただいたところであります。

続いて、国民健康保険税につきましては、県が財政の運営主体となり、町では県全体の医療費などを賄うための財源として算定された納付金を納める仕組みとなっており、先般、提示されました納付金額に基づき保険税率を算定したところであります。税率の算定にあたりましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、加入者の皆様の負担増加を考慮し、町独自の激変緩和措置を講じる中で、令和5年度とほぼ同額程度のご負担をお願いすることとし、国民健康保険運営協

議会にお諮りし、お認めいただいたところであります。

介護保険料、国民健康保険税とも、協議会の答申に基づく条例の改正議案について、今議会に上程させていただいております。

次に、2月7日、坂城テクノセンターを会場に、新春経済講演会が開催され、公立諏訪東京理科大学の濱田州博学長をお迎えして、「高度情報専門人材の育成を目指して」と題してご講演をいただいたところであります。

人工知能、DX、IoT、通信技術等ソフト・ハード両面から情報技術を支える人材や、情報技術を身につけた機械・電気工学分野の技術者等の人材を育成する同大学の取組について、わかりやすくお話しいただき、聴講に来られた多くの町内企業の皆さんが熱心に耳を傾けました。

また、27日には、坂城駅周辺を中心市街地のにぎわいと地域の活性化を推進するため、大日向坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、町並み整備のための意見交換会を開催し、今年度実施しました鉄の展示館北川敷地の竹木伐採等の整備工事や当面の活用方法等について説明をし、将来的な利活用について意見交換を行ったところであります。

地域活性化など、まちづくりの重要なエリアとなりますので、関係者のご意見も踏まえながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

さて、現在、江戸時代から現代までのひな人形を一堂に集めた第9回「坂城のお雛さま展」が3月24日までの日程で、鉄の展示館と坂木宿ふるさと歴史館を会場に開催されています。

県内最大級の享保雛や、現代のつるし飾りの展示のほか、坂木宿とおひな様をめぐるガイドツアーや、おひな様カード、アクセサリなどを作るイベントも開催しておりますので、大勢の皆様にお越しいただきたいと思っております。

次に、主要地方道坂城インター先線の整備に係る進捗状況であります。県が事業主体として、国道18号からテクノさかき工業団地入口までの中之条工区、約400メートルの区間につきまして平成27年度から事業着手し、今年度末の供用開始を目指し、現在、舗装工も終了し、最終の仕上げが実施されているところであります。

また、中之条工区の終点から千曲川を渡り、計画中の国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間につきましては、基本計画案について、事業主体である千曲建設事務所において、地権者説明会に続き地元説明会が開催され、当初の計画どおり、令和6年度に国の新規補助事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしております。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワーク

の多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、国、県に対し事業区間の早期供用開始と未事業区間の早期着手について引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、下水道管渠の整備につきましては、地形等の要因により未整備となっている地区の整備を順次進め、令和5年度末の面整備率は96%の進捗となる見込みとなっており、来年度以降も引き続き未整備地区の整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、下水道事業会計につきましては、令和6年度から地方公営企業法が適用される公営企業会計へ移行してまいります。

また、水道事業につきましては、将来の人口減少や施設・設備の老朽化、多発する大規模災害への対応といった将来的な課題が山積していることから、令和3年に当町を含む上田市から長野市に至る3市1町及び県企業局において、「上田長野地域水道事業広域化研究会」を設立し、地域にふさわしい水道事業の在り方について、検討を行っているところであります。令和6年度には、「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設立し、広域化を含めたさらなる検討を重ねるとともに、水道を利用している皆様からのご意見等をお聞きしながら、今後の方向性を決定していく計画となっております。

次に、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の運用を昨年1月31日からスタートし、約1年が経過したところでありますが、平均して毎月150件程度の交付をしており、徐々に増加している状況であります。

コンビニ交付サービスの特徴は、「いつでも」「どこでも」サービスを受けることができ、役場の窓口で交付している各種証明書が、閉庁時間帯や休日においても身近な場所で取得できることであり、町内はもとより、県内外の店舗でご利用いただいております。

町といたしましては、引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図り、デジタル化の推進を通して、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、昨年10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス3.3%と、高めの伸びとなっており、個人消費を中心に足元の景気は堅調に推移しているものの先行きについては減速する見通しとなっております。

また、ヨーロッパにつきましては、ユーロ圏における景気が低調で、昨年10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.1%と、僅かながらプラスと転じたものの、依然低成長が続いており、イギリスにおいても根強い高インフレが景気の重しとなっております。

続いて、中国経済におきましては、内需の回復力が脆弱であり、建設業は持ち直しているもののサービス業の低下が足かせとなっております。また、固定資産投資は、インフラ投資が緩やかに増加したものの、住宅販売の減少を背景に、不動産開発投資の減少が続く中、消費マイノリティの回復の遅れや不動産不況の持続により回復の動きは長続きしない見込みとなっております。

す。

一方、国内の状況であります。内閣府による今月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」としており、また、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と付け加えております。

こうした中で、先週以来、日経平均株価が、約34年ぶりに連日最高値を記録しており、マーケットの状況をしっかりと注視する必要もあります。

次に、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、設備投資、個人消費、住宅投資、公共投資、生産、雇用・所得の個別観測から、総論として「長野県経済は、持ち直している。」としております。

また、財務省関東財務局長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、個人消費、生産活動においては「緩やかに回復し、持ち直しつつある。」との観測であり、総括判断として「県内経済は、持ち直している」というところであります。

当町におきましても、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較で、プラスとした企業が6社から11社に増加し、売上げについても、ほぼ同じ状況で、国や県の観測と同様の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用につきましては、10～12月の実績が、総計で32人の増と、前回調査に比べ26人増加しているとともに、本年4月の雇用予定は、全ての企業が増員または減員分の補充を予定し、全体では116人の増員予定となっており、こちらも国、県と同様の傾向がうかがえるところとなっております。ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢など、世界経済の先行きが不透明ではありますが、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところであります。

続きまして、令和6年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

来年度当初予算の編成にあたりましては、誰もが心身とも充実し、幸福を感じることができる「well being」を実現するとともに、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組み」を意識した事業の実施と創意工夫による経費節減に努めたところであります。

歳入歳出予算の総額は68億1千万円とし、令和5年度が骨格予算編成でありましたことから、前年度との比較ではプラス7.1%、4億5千万円の増額となっております。

また、歳入といたしましては、町の財政の根幹を担う町税につきまして、コロナ禍から社会

経済活動の正常化が進み、企業の業績は回復基調であるものの、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰などの様々なリスク要因もあるため、法人町民税は、前年度と同額、個人町民税は、国の定額減税の影響に伴い4千万円の減額を見込み、町民税で10億7,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる地価下落の反映に伴う固定資産課税標準額の減額により、前年度に対しまして2,500万円の減額を見込み、町税全体では、前年度対比マイナス2.4%、6,239万2千円の減額となる25億3,553万7千円を計上したところであります。

次に、地方交付税につきましては、子ども・子育て支援事業が、基準財政需要額の算定費目に新たに創設されるなどに伴い、国の地方交付税総額は前年度対比1.7%の増額となるため、前年度に対し1千万円の増額となる11億2千万円を計上いたしました。また、普通交付税の振替分となる臨時財政対策債につきましては、国の発行総額が大幅に抑制される方向であることから、前年度に対し、4千万円の減額となる2千万円を計上しております。

また、国庫支出金につきましては、自治体システム標準化に係る補助金等の増額により、5,469万2千円の増額となる6億1,922万6千円を計上し、繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減災基金、財政調整基金からの繰入金など、繰入金全体で7億7,620万8千円を計上いたしました。また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急防災・減災事業債など、総額で2億510万円を計上したところであります。

次に歳出であります。投資的経費につきましては、新複合施設建設に係る基本設計等の費用や中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事などで6億5,872万4千円とし、義務的経費につきましては、人件費が13億9,909万7千円、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては6億9,339万8千円、公債費につきましては6億1,096万9千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、DX・GX化を推進するため、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図るデジタル田園都市国家構想交付金事業や坂城テクノセンター施設のZEB（ゼロエネルギービルディング）化の改修に係る補助金を新たに計上したことなどにより、34億4,781万2千円としたところであります。

続きまして、令和6年度の主要な施策について申し上げます。

まず、新複合施設の整備につきましては、今年度策定を進めている「基本構想・基本計画」を踏まえ、基本設計やボーリング調査等を実施してまいりたいと考えております。

また、年間を通じて多くの電力を使用するびんぐし湯さん館に、発電容量約30キロワット

の太陽光発電設備を導入し、温室効果ガス排出の削減を目指しており、今年度新設された脱炭素化推進事業債を財源に、令和6年度に設計及び工事を行い、来年3月の完成を見込んでおります。

次に、公益財団法人さかきテクノセンターでは、令和6年度に国の補助事業を活用して、同センター建物のエネルギー収支を現状の25%以下までに削減すること、これはNearl y Z E B化といいますが、これを目指した施設改修事業を予定しております。

センター開館30周年を記念し、また次の30年に向け、2050年ゼロカーボンの実現に寄与することを目的に実施される本事業につきまして、町としましても『ものづくりのまちのゼロカーボン化』に向けて大いに期待するところであり、改修費用の一部を支援するための必要経費を当初予算に計上いたしました。

また、平成16年度に建築し今年の3月で19年が経過する中心市街地コミュニティセンターでは、冷暖房設備の不具合により、令和6年度に改修工事を予定しております。

工事期間中は、施設を一時休館することになり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、人口減少や少子高齢化が進行する中、国ではデジタル技術の活用により、行政サービスの向上や交流人口の増加などを通じた地域課題の解決と地方創生の推進を図っており、「デジタル田園都市国家構想交付金事業」により、生活や産業、交通、環境、防災などのあらゆる分野における地域のデジタル化を支援しています。

町では、この交付金の採択を目指して、令和6年度の事業としまして、「公共施設予約システム」や「書かない窓口」、「観光・文化 デジタル化」の申請をしており、DXの推進により、住民の皆様の利便性の向上とともに、事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、町では、ポーランドワルシャワ日本語学校を介して、かねてから交流がある当町と同様、自然豊かで高い技術力といった共通点がある同国のツェレスティヌフ郡との「フレンドシップ協定」の締結に向け、渡航費用など必要経費を当初予算に計上いたしました。

フレンドシップ協定は、地域社会の発展に寄与することを目的として、複数の団体が連携・協力するために締結される協定で、姉妹都市のような責任や義務を負わない緩やかな関係の中で交流を深めていきたいと考えており、議会や国際交流協会の代表の方などとともにポーランドを訪問し、協定の締結をしてまいりたいと考えております。

続きまして、健康増進事業としましては、令和6年度からがん患者の方の外見の変化に起因する心理的負担を軽減するため、ウィッグや乳房補整具などの購入に要する経費に対して助成する「がん患者へのアピアランスケア助成金」事業を新たに実施してまいります。

また、胃がんの早期発見、早期治療を促進し、死亡率を減少させるため、現在の胃エックス線検診に加え、胃内視鏡検診を千曲市と共同で開始いたします。胃内視鏡検診の実施につつま

しては、検査等に関して全面的に千曲医師会にご協力をいただく予定となっております。

次に、地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、南条地区での設置が進められており、今年度で入横尾地区が完了しましたので、令和6年度からは金井地区での設置に向けて協議を進めているところであります。

各地区において本事業のご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣による被害を減少させてまいりたいと考えております。

続きまして、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など地域住民や関係する皆様との情報交換によるリスクコミュニケーションの強化に努める中で、引き続き県の指導をいただきながら、空中散布及び無人ヘリでの散布のほか、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を講じてまいります。

また、昨年4月に発生しました林野火災の延焼範囲内におきましても、焼損したアカマツに多数の害虫が集まる状況が確認されていることから、周辺への松くい虫被害を拡大させないために被害木の伐倒駆除を進めてまいります。

町内の主な農業用水路の水門管理につきましては、指定された管理者により適宜行われておりますが、近年のゲリラ豪雨など、急激な増水時における迅速な排水操作と水門管理者の負担軽減を図るため、令和6年度において南条地区で水門2基の自動化を計画しております。

次に、昭和橋の修繕工事につきましては、今年度、国道側1連目から3連目及び7連目から9連目までのおのおの3連の下流側アーチ部補修工事が完了し、令和6年度は、同様に各3連ずつ、今年度施工した反対側の上流側アーチ部補修工事を実施する予定としております。

また、64号橋道路改良工事につきましては、今年度、国道取付部から役場手前の丁字交差点付近までの道路改良工事を終え、令和6年度は役場前庭方面へ延長し、道路拡幅工事を施工する予定としております。

いずれの工事におきましても、通行する皆様には長期間にわたり車両の交通規制等により、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今年度設計を行いました災害用マンホールトイレ整備事業につきましては、中核避難所に指定されている各小中学校への整備を計画し、令和6年度の村上小学校から順次整備を予定してまいりたいと考えております。

続きまして。子ども・子育て支援を総合的に推進し、全ての子どもたちが健やかに成長するため、子育てに関する総合的な計画である「第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に満了することに伴い、令和7年度から令和11年度までの5年間を新たな計画期間とする「第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでまいります。

また、令和6年度は、町内の3小学校が創立150周年の節目を迎えます。各小学校では保護者などで組織された記念事業実行委員会において、創立150周年に向けた様々な記念事業

を計画しているところであります。なお、企業や地域の皆様から、創立150周年記念事業に対しましてご寄附をいただき、この寄附金を活用して記念事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、町では、これまで信濃村上氏発祥の地として、信濃村上氏について知り、学ぶ機会として「信濃村上氏フォーラム」などを開催してきたところであります。今年は、戦国時代に活躍した戦国武将 村上義清の没後450年を記念して、第3回目となる「信濃村上氏フォーラム」の開催を予定しております。

村上義清の功績を再確認し、町の魅力の一つとして広く発信するフォーラムとなるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、学校体育館のトイレにつきましては、既に洋式化を完了している南条小学校を除く各小中学校において、快適な学校施設の整備を図るとともに、各小中学校の体育館が、災害時の避難所として様々な方が利用することからトイレの洋式化を実施してまいります。

また、町では、犯罪の被害に遭われた方やご家族などが、一日も早く、円滑で安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等日常生活支援助成制度を創設することとし、令和6年度当初予算に所要の経費を計上したところであります。

これに伴い、「犯罪被害者等支援条例」の「定義」の一部を見直すとともに、「日常生活の支援」を明記する条例の一部改正議案を上程させていただいております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分の報告が1件、農業委員会委員の人事案件が14件、広域連合の規約の変更が1件、広域連合の財産処分の協議が1件、条例の制定、一部改正、廃止が12件、令和6年度の一般会計予算及び特別会計予算3件並びに下水道事業会計予算の計34件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎日程第4「諸報告」

議長（滝沢君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第22期経営状況報告書が提出されております。

議長（滝沢君） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第21「議案第16号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」までの17件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、専決第1号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,070万円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億965万6千円といたしたものであります。

歳入の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援交付金事業に係る国庫負担金5,985万円、乳幼児等福祉医療費に係る県支出金250万円、財政調整基金からの繰入金835万円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、物価高による低所得の世帯及びその子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る経費5,125万円、子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る経費790万円、定額減税調整給付事業に係る経費70万円、こども福祉医療費1千万円をそれぞれ増額するとともに、また、令和6年能登半島地震で被災し、被害に遭われた被災者に対する支援として、石川県町長会等を通じ被災町へ贈呈する公費義援金85万円を増額したもので、急を要することから専決処分といたしたものであります。

次に、議案第1号から第13号まで、「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」一括してご説明申し上げます。

議案第1号から第13号までは、農業委員会等に関する法律に基づき、新たな農業委員会委員を町長が任命するにあたり、各候補者について、議会の同意を求めるものであります。

任期は現農業委員の任期が満了する日の翌日令和6年5月18日からの3年間であります。

初めに、議案第1号 石間 笑氏、議案第2号 宮下佳明氏は、認定農業者であり、現在農業委員として活動しておられます。

続く、議案第3号 矢嶋鋭二氏は、認定農業者であった者で、現在農業委員として活動しておられます。

続く、議案第4号 谷田邊基夫氏は、認定農業者であった者であります。

また、議案第5号 柳沢賢二氏、議案第6号 宮下 卓氏、議案第7号 柳澤一男氏は、現在農業委員として活動しておられます。

次に、議案第8号 青柳 裕氏、議案第9号 池田邦雄氏、議案第10号 滝沢英俊氏、議案第11号 西澤満善氏、議案第12号 宮崎光明氏、議案第13号 山崎貴勇氏は、いずれの方も農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有され、また、地域の人望も厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者でありますので、ご審議の上、ご同意賜りますよ

う、お願い申し上げます。

次に、議案第14号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が長野市戸隠地区で運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを令和6年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、広域連合の処理する事務、広域計画の項目及び経費の負担割合の規定から、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務を削除するとともに、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から豊岡荘を削除するものであります。

次に、議案第15号「長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを令和6年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、豊岡荘の土地、建物及び物品類、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターの物品類を移管先法人等へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第16号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、新たに本籍地以外での戸籍謄本等の交付を可能とするとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を行うほか、戸籍届書等情報の内容証明書の交付及び閲覧を可能とするものなどであります。

以上よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第1号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第7「議案第2号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第8「議案第3号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第9「議案第4号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第10「議案第5号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第11「議案第6号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第12「議案第7号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第13「議案第8号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第14「議案第9号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第15「議案第10号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第16「議案第11号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第17「議案第12号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第18「議案第13号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第19「議案第14号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第20「議案第15号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第21「議案第16号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 一番最後から1枚手前のところの下段のところですが、戸籍法第48条第1項で同法第117条におけるという、この文言右端の説明のところですが、1通につき350円、ただし上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組等は、1通が1,400円ということであるんですが、これはどういう理由で上質紙で発行することになるんですか。

住民環境課長（山下君） こちらにつきましては、1通につき、通常ですと350円ですけれども、上質紙、いわゆるいい紙といいますか、賞状のような、証書のような紙を用いたもので発行する場合とありまして、主に外国人が本国に証明書としてお持ち帰りいただいて、本国へ提出するというような際にお使いになるということでございます。

14番（大森君） わかりました。外国では、一般的なあれですか。こういう発行の仕方をしていんでしょうか。そこまで調べてどうこう、当然、国の総務省から通知だからやむを得ないんですが、もしわかれば、ご答弁願いたいと思います。

住民環境課長（山下君） お答えいたします。今回この条例改正によりまして、当町におきましては、新たにこの上質紙を用いた1,400円の手数料で発行するというを加えさせていただいたので、以前については、当町では発行しておりません。ただ、国のほうにおいては、こういったものを発行できるというような規定がございましたので、今回それに合わせてうちが付け加えたということになります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） ここで、地方自治法第117条の規定により、宮入健誠君の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時19分～再開 午前11時19分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

日程第22「議案第17号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第17号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、議案第1号から議案第13号までと同じく、宮入健誠氏を農業委員に任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましても同様に、現農業委員の任期が満了する日の翌日の令和6年5月18日から3年間であります。

宮入健誠氏は、現在も農業委員として活動しておられ、豊富な経験と知識を有され、中立の立場で公正な判断ができ、また、地域の人望に厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者であります。

以上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22「議案第17号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（滝沢君） ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時22分～再開 午前11時23分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

日程第23「発委第1号 坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」から日程第39「議案第33号 令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」までの17件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（柘津明子君） 発委第1号「坂城町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」趣旨説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、地方公共団体における議員個人による請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るために、公表に関する条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、地方公共団体に対し、請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、その内容を議長が公表することについて規定するものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第18号から第33号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第18号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、町の条例中で引用する地方自治法の条項のずれが生じることから、各条例に関して所要の改正を行うものであります。

議案第19号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、介護報酬改定と併せて指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことから、坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、関連する条例に関して、一括して改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、デジタル化の推進に伴う書面掲示規定の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築など、条例で定める指定地域密着型サービス等の運営基準について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「坂城町隣保館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、隣保館内に新たに冷房設備を設置することに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、冷房設備を設置する教養娯楽室の使用料に関し、暖房使用時となっている別表の規定を冷暖房使用時に改めるものであります。

次に、議案第21号「坂城町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に向け、令和2年度に制定した本条例に関して所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、定義の一部を改正し、日常生活の支援に関して新たに盛り込むものであります。

次に、議案第22号「坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して実施する利子補給事業について、令和5年度においても国の地方創生臨時交付金を原資として事業を実施することができ、今後の利子補給金を積み立てることが可能であるため、本条例の有効期限の延長を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本条例の有効期限を令和10年3月31日から令和11年3月31日に改めるものであります。

次に、議案第23号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものであります。

また、特定教育・保育施設等が交付する書面等について、書面等が電磁的記録により作成されている場合に、提供ができるとされている電磁的方法について、「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から、「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものであります。

議案第24号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率を改正することに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

税率の改正につきましては、県の運営方針に沿って資産割を除く3方式による賦課とするため、令和9年度を目途に資産割を廃止するとし、段階的に引き下げてきたところであり、今回の改正におきましても医療給付費分の資産割1.8%を1.0%に、介護納付金の資産割を1.0%から0.8%に引き下げるとともに、医療給付費分の所得割を6.7%から6.75%に改めるものであります。

なお、税率改正にあたっては、基金を活用した町独自の激変緩和措置を講じる中で、税負担を一定程度に抑えた改正とし、本改正の内容につきましては、今月5日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

次に、議案第25号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和6年度から8年度にかけての第9期介護保険事業計画において見込まれる保険給付及び地域支援事業などを実施するため、介護保険料の見直しを行うことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、基準額としております第5段階の保険料を月額で5千円から4,900円に、年額では1,200円の減額とし、所得段階は現在の11段階から国の示す13段階に細分化を行い、基準所得額等につきましても国基準に合わせ改正を行うものであります。

また、保険料の乗率につきましては、第9段階から第13段階を町独自の乗率で設定することにより、保険料の上昇幅を抑えた改正としているところであります。

団塊の世代が75歳となり、高齢化の進展に伴い、介護需要が見込まれる中、保険料の見直しにあたりましては、被保険者の皆様のご負担に十分配慮し、介護保険支払準備基金を活用することで、保険料額の引下げを実施することといたしました。

次に、議案第26号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、配偶者暴力防止等法ですが、これが改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、DV被害者単身で入居する要件として、接近禁止命令等がなされた場合について根拠として引用する法条文が分けられたことから、見直すものであります。

議案第27号「坂城町文化センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町文化センターの耐震改修及び大規模改修工事の実施に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、文化センター大規模改修に伴い、これまでの和室を多目

的室に、相談室を会議室1に名称変更を行うとともに、新たに会議室2を新設し、施設使用料について新たに設定いたしました。

また、新たに空調設備を整備したことに伴い、これまでのボイラーによる暖房から、空調設備による冷暖房に切り替えるところであり、この冷暖房使用料に関して規定し、昨今の電気料金の変動等に対応できるよう、教育委員会が別に定める実費相当額といたすところであります。

議案第28号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

町では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、事業活動の縮小等により経営環境が悪化した町内中小企業等の資金繰りを支援するため、「経営安定特別資金 新型コロナウイルス対策」を創設し、必要な資金のあっせんや利子の補給を行ってまいりましたが、同感染症の影響収束により、県の「経営健全化支援資金 新型コロナウイルス対策」が令和6年3月31日をもって終了することになりました。

これに伴い、町の「経営安定特別資金 新型コロナウイルス対策」につきましても、同日をもって終了とするため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和6年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は、68億1千万円で、令和5年度当初予算が骨格予算編成であったことから、前年度との比較ではプラス7.1%、4億5千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税のうち固定資産税は、評価替えによる土地価格の下落の反映により、前年度対比マイナス1.9%、2,500万円の減額、法人町民税は前年度と同額、個人町民税は国の定額減税による減収に伴い、マイナス5.5%、4千万円の減額とし、町税全体ではマイナス2.4%、6,239万2千円の減額となる25億3,553万7千円を計上しております。

また、個人町民税の定額減税による減収分は、地方特例交付金において国から補填されることから、前年度に対し5,700万円の増額を見込んでいるところであります。

次に、地方交付税のうち、普通交付税につきましても、子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保により、基準財政需要額に子ども・子育て支援事業の新たな算定費目が創設されるため、前年度に対し1千万円増加となる10億6千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、自治体システムの標準化に係る補助金等により、5,469万2千円の増額となる6億1,922万6千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金、坂城テクノセンターZEB化改修補助金に係る工業振興施設等整備基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減災基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で7億

7, 620万8千円を計上したところであります。

また、町債につきましては、中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事や小中学校体育館のトイレ洋式化工事などに係る緊急防災・減災事業債、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る脱炭素化推進事業債、道路改良事業や橋梁修繕事業等の公共事業等債などにより、総額で2億510万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、前年度は骨格予算編成のため、経常的経費や継続事業が中心であったことから、投資的経費につきましては、前年度から3億858万7千円増額となる6億5,872万4千円を計上いたしました。金井地区で事業を進めております町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。

また、保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能に加え、子育て支援センターや図書館の機能を含む新複合施設建設事業として、基本設計等に係る予算を計上し、建設に向け準備を進めてまいります。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費については、0.9%の減となる6億9,339万8千円、人件費は1.3%の増となる13億9,909万7千円、公債費については1.2%の増となる6億1,096万9千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしまして、がん患者へのアピアランスケア用品の費用に対する助成や小学校150周年記念事業補助金のほか、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金事業を新たに計上いたしました。また、継続事業として、住宅用の太陽光発電設備など再生エネルギー設備の導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するための移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境等の充実を図るため、中学校の部活動地域移行に係る経費やGIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料などを含めて、34億4,781万2千円を計上しております。

以上、令和6年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,446万円とするもので、前年対比8,247万6千円、5.7%の減であります。

歳入の主な内容としたしましては、国民健康保険税2億5,421万1千円、県支出金10億1,554万1千円、一般会計繰入金8,249万6千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費10億633万7千円、国保事業費納付金3億1,664万6千円であります。

続きまして、議案第31号「令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険は、3年を1期として策定する事業計画に基づき事業運営を行っており、令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度にあたります。この事業計画に基づく保険給付と地域支援事業を実施するための予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,327万5千円とするもので、前年対比1,840万4千円、1.3%の減であります。

歳入の主な内容としたしましては、介護保険料2億9,710万円、国庫支出金3億3,110万2千円、支払基金交付金3億7,222万6千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費13億2,856万円、地域支援事業費7,184万5千円であります。

続きまして、議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,827万9千円とするもので、前年対比3,048万8千円、11.8%の増であります。

歳入の主な内容としたしましては、後期高齢者医療保険料2億3,126万6千円、一般会計繰入金5,648万7千円であり、歳出の主な内容につきましては、総務費137万円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,638万7千円であります。

最後に、議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、下水道事業の円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計の設置条例を平成3年6月29日に制定し、事業を進めてまいりました。

令和3年度において、住居地域の整備がおおむね整い、以降は、点在する未整備地区の整備を行い、面整備率は令和5年度末で約96%を見込んでおります。

令和6年度からは、総務省による公営企業会計の適用への要請により、下水道事業特別会計から地方公営企業法に適用する公営企業会計へと移行いたします。

これは、人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大や、国・地方を通じた厳しい財政状況など、取り巻く状況の変化と改革の必要性から、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、地方公営企業法の規定する財務規定等を適用し、複式簿記による経理処理など「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要となり、対応するものであります。

令和6年度坂城町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

収益的収入の主な内容といたしましては、下水道事業収益5億5,607万7千円のうち、営業収益1億8,988万9千円、営業外収益3億6,618万8千円であり、収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業費用5億6,790万4千円のうち、営業費用5億1,037万5千円、営業外費用4,885万円、特別損失667万9千円であります。

次に、資本的収入の主な内容といたしましては、資本的収入4億3,604万4千円のうち、企業債1億6,080万円、他会計補助金2億5,500万円、補助金1,155万円、負担金等869万4千円であり、資本的支出の主な内容につきましては、資本的支出4億5,280万円のうち、建設改良費9,265万円、企業債償還金3億5,800万円であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 議案の説明が終わりました。ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

続いて、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和6年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに、歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表債務負担行為、10ページ第3表地方債と附属の当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに、款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和5年度対比マイナス2.4%、6,239万2千円の減額となる25億3,553万7千円を計上いたしてお

ります。

項ごとに申し上げますと、項1町民税につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、企業の業績は回復基調であるものの、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰などのリスク要因もあるため、法人分については、前年度と同額、個人分については、賃金増に伴う所得割の増額により、前年度に対し2千万円増額を見込みましたが、国の定額減税の影響による減収分として6千万円の減額を見込み、総額で4千万円の減額、項2固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる土地価格の下落の反映等に伴う固定資産課税標準額の減額等により2,499万2千円の減額、また、前年度実績から、項3軽自動車税は250万円の増額、項4たばこ税は前年度と同額、項6入湯税は10万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で、前年度対比プラス3.0%の6,029万2千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比マイナス5.4%の53万円、款4配当割交付金は、マイナス31.4%の350万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、マイナス30%の490万円としておりますが、いずれも5年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、款6法人事業税交付金につきましては、前年度と同額の3,300万円、款7地方消費税交付金につきましては、5年度の実績見込み等を考慮する中で、プラス3.2%の3億2千万円を計上いたしております。

3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましては、環境性能割は、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、400万円を計上いたしております。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するために市町村に交付されるもので、国の予算要求額等を考慮いたしまして、前年度と同額の800万円を見込み、また、国の定額減税による個人町民税の減収分を補填する交付金として、6千万円を計上し、この交付金分が増額となっております。項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和8年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,600万円を計上いたしております。地方特例交付金全体では、前年度対比プラス211.1%の8,400万円を計上いたしております。

次に、款10地方交付税でございます。国の予算総額は約18.7兆円で、前年度に比べ

0. 3兆円の増額の見通しとなっております。当町の普通交付税につきましては、国の動向やこれまでの交付額を参考に、子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保により、普通交付税の基準財政需要額に新たな算定費目「こども子育て費」が創設されることなどから、前年度から1千万円の増額、特別交付税につきましては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス0.9%の11億2千万円を計上いたしております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上、また、款12分担金及び負担金につきましては、主なものとして、3歳未満児の保育負担金、養護老人ホーム入所負担金や各種検診等に係る健康増進事業負担金などで、前年度から4万7千円の減額となる3,372万4千円を計上いたしております。

款13使用料及び手数料につきましては、主なものとして、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳の証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から410万1千円の減額となる6,567万円を計上いたしております。

続いて、款14国庫支出金につきましては、主なものとして、障害者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金等の増額を見込む中で、国庫支出金全体で前年度対比プラス9.7%、5,469万2千円の増額となる6億1,922万6千円を計上いたしております。

次に、4ページにかけての款15県支出金につきましては、主なものとして、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、県の「子育て家庭応援プラン」による、3歳未満児の保育料軽減支援や子どもの通院医療費助成の中学3年生までの拡大などに係る補助金の拡充等により、県支出金全体で、前年度対比プラス9.0%、3,345万円の増額となる4億334万円を計上いたしております。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で939万3千円、款17寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、1億1千円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、長野広域連合へのごみ処理施設建設公債費等に対する広域行政事業基金、坂城テクノセンターZEB化改修補助金に係る工業振興施設等整備基金、バラ公園トイレ改修工事等への公園整備基金の繰入れ、また、ふるさとまちづくり基金などからの繰入れにより、繰入金全体では、前年度から4億371万9千円の増額となる7億7,620万5千円を計上しております。

一つ飛びまして、款20諸収入につきましては、項5雑入の学校給食費納入金において、子

育て支援の拡充として、小中学生の学校給食費無償化を実施したことにより、前年度から6,053万円の減額を見込み、諸収入全体では、6,439万3千円の減額となる4億1,957万9千円を計上しております。

次に、款21町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債8,980万円、村上小学校災害用マンホールトイレ整備事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債620万円、中心市街地コミュニティセンター空調設備改修工事や小中学校体育館のトイレ洋式化工事などに係る緊急防災・減災事業債3,230万円、びんぐし湯さん館への太陽光発電設備整備事業に係る脱炭素化推進事業債2,160万円、6年度も国の発行総額が大幅に抑制される見込みである臨時財政対策債につきましては、前年度から4千万円の減額となる2千万円を見込みまして、町債全体では、3,370万円の増額となる2億510万円を計上しております。

なお、令和6年度末の町債残高は53億7千万円程度になる見込みであります。

ページ飛びまして、9ページ、第2表債務負担行為につきましては、令和9基準年度固定資産土地評価替関連業務委託及び土地開発公社借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、10ページ、第3表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は68億1千万円で、前年度と比較いたしまして、プラス7.1%、金額で4億5千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（関君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、説明書の27ページから32ページをご覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、30ページ職員研修事業では、人材育成の研修、接遇研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

31ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく31ページの日2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料等でございます。

続きまして、32ページにかけての日3財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（大橋君） 続きまして、32ページ、目4会計管理費について、節10需用費のうち消耗品費は役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費は決算書や封筒などの印刷費用。節11役務費は、10月から有料化となる口座振込に係る手数料のほか、公金収納及び指定金融機関の派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、32ページ、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

33ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田両広域連合の総務管理に係る経費のほか、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金や、首都圏などからの移住者で、一定の要件を満たす方に交付するUIJターン就業・創業移住支援金のほか、高校生のタイ国研修に係る経費などを計上いたしました。

続きまして、34ページにかけての温泉管理事業では、温泉施設の維持補修や太陽光発電設備設置に係る工事費及び設計監理委託費、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金などが主なものでございます。

次に、35ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼や行政事務委託のほか、自治会活動保険料や地域づくり活動支援事業補助金など、自治区の活動を支援する経費を計上しております。また、県などとの共同調達による入札参加資格受付審査システム導入に伴う負担金、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したシステム等導入委託を計上し、DXの推進を図ってまいります。また、ふるさとまちづくり基金への積立てについても、併せて計上しております。

続きまして、国際交流事業は、諸外国との民間交流を進めている国際交流協会への補助や、新型コロナウイルスの影響で延期となっているポーランドの自治体、ツェレスティヌフ郡を訪問する海外交流負担金が主なものでございます。

次に、36ページにかけてのスマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備設置補助事業に要する経費でございます。

続いて、ふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る各種委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

複合施設建設事業は、建設委員の報酬のほか基本設計等の委託料、設計業者の選定に係るプロポーザル謝礼などを計上いたしました。

続きまして、37ページにかけての目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーや端末などのインターネット関連機器の保守料とリース料でございます。

次に、広報発行业は「広報さかき」発行に要する印刷製本費のほか、ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料やリース料が主なものでございます。

38ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上しており、機器の保守料や賃借料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等の基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などのほか、国が進める自治体システムの標準化に係るシステム改修費が主なものでございます。

総務課長（関君） 続きまして、39ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の改修、保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有しております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（山下君） 39ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯などの消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会などへの補助金でございます。

続いて、40ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用のヘルメットなどの消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、自転車用ヘルメット購入支援事業補助金が主なものでございます。

同じく40ページから41ページにかけて、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、41ページの目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（細田さん） 続きまして、41ページから43ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、44ページにかけての目2賦課徴収費は、町税に関わる申告書及び納税通知書等の印刷を行う印刷製本費や発送に係る通信運搬費、町税等の賦課徴収に係る電算処理業務委託のほか、申告による税額更正や過誤納付等による町税の還付に係る税償還金、還付加算金などがございます。

住民環境課長（山下君） 44ページから45ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目

1 戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙などの印刷製本費、戸籍住民基本台帳などに係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料及び地方公共団体情報システム機構負担金等が主なものでございます。

総務課長（関君） 続きます、46ページにかけての項4総務費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きます、46ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、また、47ページにかけての目2委託統計調査費は指定統計調査である学校基本調査、国勢調査調査区設定のほか、世界農林業センサスは本調査となるため、調査員の報酬、指導員の報酬等を計上しているところでございます。

総務課長（関君） 47ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きます、48ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配ごと相談に係る補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（山下君） 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは二十歳になった方々への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きます、目3老人福祉費でございます。51ページにかけての老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料のほか、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

52ページの後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などがございます。介護予防施設管理等運営事業は、

ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。53ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

54ページにかけての心身障がい者町単事業は、精神障がい者入院費に対する助成、じん臓機能障がい者の通院費や障がい施設などへの通所費等の補助などを計上しております。また、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福祉医療費、福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

55ページの介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付と、障がい者の就労を支援する訓練等給付や相談支援など、サービスを提供するための経費と所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

56ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センター、成年後見支援センター等の委託費を、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、57ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、同和对策集会所の管理委託や協議会への補助金、犯罪被害者等見舞金などのほか、新たに犯罪被害者等日常生活支援助成金を計上いたしました。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。また、

施設改修工事として教養娯楽室へのエアコン設置に係る経費を併せて計上してございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

60ページにかけての目8地域包括支援センター費の地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定に至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者への活動支援や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

61ページの家族介護支援事業では、介護者慰労金のほか、寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費とおむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全に資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話事業に係る委託料、使用料を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上してございます。

62ページにかけての子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児の施設通所等に係る法定のサービス給付など、経費を計上しております。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、62ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは町の子ども・子育て支援に係る事業や取組につきまして、令和7年度からの5か年分を計画するもので、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に関する委託料が主な内容でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを、63ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、63ページから64ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常

的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上してございます。

続きまして、69ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設等の管理委託料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。また、工事費といたしまして、坂城保育園の水路改修工事、村上保育園の下水道接続工事費を計上しております。

70ページにかけての目8児童館運営費は3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費のほか、坂城児童館の遊戯室床改修工事費を計上しております。

目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

70ページから71ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営に係る経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

72ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦及び子育て家庭に対し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と併せ、妊娠届出時及び出産後に応援金を支給し、経済的支援を行う国の事業でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

74ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費等を計上してございます。

次に、目2予防費でございます。75ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

同じく75ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料などの経費が主なものでございます。

77ページにかけての予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費のほか、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費などがございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。78ページにかけての健康増進事業は、

19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございますが、がん治療に伴う外見の変化を補完する頭髮補整具、乳房補整具等の購入費用に対し助成をするアピランスケア助成事業補助金を新たに計上してございます。

79ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

同じく79ページの食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

続きまして、79ページの下目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費を計上してございます。

住民環境課長（山下君） 80ページ目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託。

自治区環境整備事業補助金は、各自治区において、毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

同じく80ページから81ページにかけての目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費の補助金が主なものでございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、81ページ、目9上水道費の主なものは、安全・安心な水道水を将来にわたって安定供給するため、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の3市1町による当地域の今後の水道事業について、上田長野地域水道事業広域化協議会において検討を行うための負担金等でございます。

目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽の設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（山下君） 82ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、82ページの日2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、83ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

84ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合などへの補助金を計上しております。

85ページにかけての勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、86ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

87ページにかけての日2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、88ページにかけての日3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

次の地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金などを計上しております。

89ページの需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では農業振興地域整備促進協議会の委員報酬、また、農地銀行活動促進事業ではファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では農産物加工施設の

光熱水費などを計上いたしました。

90ページにかけてのさかきブランド推進事業では、ねずこのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しており、さかきワイン文化推進事業では、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベント開催に対する補助金を計上しております。

次の有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、地域による侵入防止柵設置に対する資材の支援や、電気柵など予防施設設置に対する補助金を計上しております。

続きまして、91ページ、目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

次の農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、92ページにかけての町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しており、農業水路等長寿命化防災減災事業では、塚田用水及び中之条用水に設置されている水門の自動化工事に係る経費を計上いたしました。

続きまして、項2林業費でございます。93ページにかけての目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか森林保全に向けた巡視に係る委託料や林産振興に係る負担金などでございます。

次の目2林業振興費松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根茎感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しており、昨年4月に発生しました林野火災において焼損したアカマツに多数の害虫が集まる状況が確認されたことから、県とも連携して被害木の伐倒駆除を進めてまいります。

94ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬、また、町有林の管理に係る経費のほか、当町と千曲市にまたがる岩塊、岩の塊の落石対策に係る負担金を計上し、次の特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費や、「お〜い原木会」への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

続きまして、目3林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る作業員の報酬や管理委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

95ページの目4森林環境整備推進事業費は、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。96ページにかけての目1商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費のほか、中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

97ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や町経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

98ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地の町並み整備に向けた検討に伴う委員報酬や中心市街地コミュニティセンターの管理委託料、また、けやき横丁の管理経費などのほか、節14において鉄の展示館北側の土地における竹木の抜根や整地に係る工事費を計上いたしました。

次に、99ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備委託や、電動アシスト付自転車導入によるレンタサイクル事業運営委託に係る経費のほか、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、100ページにかけての工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

次の坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の校正や金属3Dプリンター導入に係る賃借料などへの補助、また、省エネ及び太陽光発電など、省エネによりテクノセンターのエネルギー消費量を賞味ゼロに近づけるZEB化改修事業に対する補助金を計上いたしました。

101ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展などの開催に要する経費を計上しており、令和6年度では、「第14回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」のほか、「宮入行平一門展」などを計画しております。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時25分～再開 午後 2時35分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

建設課長（堀内君） 休憩前に引き続きまして、予算書102ページから説明いたします。

102ページから103ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

104ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明等の電気料、道路台帳などの保守管理委託料などでございます。

続きまして、町単補助事業は、各自治区が実施する土木工事への事業費補助でございます。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設の修繕及び設置工事費などでございます。

目2道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路補修に係る原材料費が主なものでございます。

105ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、用地測量、補償算定等の委託料、道路改良工事用地補償費が主なものでございます。

道路新設改良一般事業はA06号線の道路改良工事費及び補償費、道路改良事業（舗装修繕）は町道A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費、急傾斜地崩落対策事業は南日名地区の道路のり面の崩落のおそれがある箇所について、安全対策を図るための調査、測量設計及び用地補償費でございます。

目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計施工監理委託料、橋梁の修繕工事費及び道路改良工事費でございます。

106ページの項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路改良、しゅんせつ工事等に係る経費が主なものでございます。

次に、107ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る樹木の手入れなどの維持管理経費や修繕工事が主なものでございます。

108ページにかけての空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、109ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また都市計画等策定に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

110ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検の委託料、バラ公園のトイレ改修工事などが主なものでございます。

111ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第19回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

次に、112ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、実証実験の運行を行っているデマンド交通乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の車両更新に係る負担金などが主なものでございます。

目2高速交通対策整備事業費は、渇水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

113ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、南日名地区等の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、113ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、114ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ・活動服等の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、115ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防団詰所等の光熱水費、消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常用備蓄資機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（堀内君） 116ページにかけての目4水防費は、土のう袋などの消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、116ページ、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検委託料、転入・転出・転居などに対応するための戸別受信機の設置などの工事費が主なものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、116ページからの款10教育費についてご説明いたします。項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

117ページからの目2事務局費ですけれども、119ページにかけての事務局一般経費は、特別職・一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして学校サーバー等のハードウェア使用料、校務用パソコンの更新などが主なものでございます。

次に、教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金、また今年度は町内3小学校が創立150周年を迎えるにあたり、各小学校の150周年記念事業実行委員会に対する補助金が主なものでございます。

120ページにかけての小中学生国際交流事業では、国際交流村事業と中学生の海外派遣事業に関わる経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費等の交付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

121ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

122ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援員やデジタル教材などに係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費でございます。123ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費や外国語指導講師の委託料などのほか、村上小学校昇降口の舗装改修や坂城・村上小学校体育館のトイレ洋式化に係る工事費を計上しております。

建設課長（堀内君） 続きまして、123ページ、災害用マンホールトイレ整備事業は、中核避難所に位置づけられている各小中学校などに災害用マンホールトイレを整備し、避難所の防災機能の向上を図るための設計施工監理委託、トイレ等設置工事費でございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、124ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、ページが飛びますが、125ページ、目4坂城小学校管理費、126ページからの目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、124ページにお戻りいただきまして、124ページから125ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、

ページが飛びますが、126ページ、目5坂城小学校教育振興費、127ページ、目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして128ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料や賃借料などのほか、体育館トイレの洋式化やテニスコートの人工芝の貼り替えに係る工事費を計上しております。

続いて、129ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営や校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

130ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

続きまして、130ページ、項4社会教育費でございます。131ページにかけての目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

132ページにかけての文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費のほか、庭の野立て用の竹垣の改修に係る工事費を計上しております。

次に、目2公民館費でございます。133ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして27分館への活動費補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、リトミック教室、二十歳のつどいのほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助として、令和6年度は5分館等の施設の整備を予定しております。

続きまして、目3図書館費、135ページにかけての図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、図書の購入費、電子図書に向けた町史等の電子化に係る経費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、目4文化財保護費、136ページにかけての文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、そして文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助金のほか、旧久保家住宅の文化財指定に向けた建物調査及び施設の維持管理に係る経費を計上しております。また、今年度は戦国時代に活躍した村上義清公の没後450年を記念して「信濃村上氏フォーラム」を開催し、その記念誌発行に係る経費などを計上しており

ます。

137ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴う重機借上料などが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

続きまして、138ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、日直、清掃、エレベーターに係る業務委託や下水道接続に伴う受益者負担金などでございます。

139ページにかけての目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサート等の出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。また、12月に開催する「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」に係る予算を計上いたしました。

続きまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。140ページにかけての保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助などが主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、幼児から高齢者までを対象とした事業に係る講師謝礼や委託料のほか、施設等の使用料でございます。

141ページの体育施設整備事業は、グラウンド等の体育施設の整備委託や体育施設用地の借上料、施設の占用申請に係る図面作成委託などが主なものでございます。

続きまして、目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

142ページから143ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、そして賄材料費が主なもので、そのほかボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料、空調機のフィルター交換に係る工事費などを計上しております。引き続き児童生徒の健やかな成長のため、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 143ページから144ページにかけての款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金について据置きとなっていた南条小学校蓄電設備設置事業に係る緊急防災・減災事業債や、臨時財政対策債の償還の開始等により、前年度に対し614万1千円の増額、公債費全体では、前年度対比プラス1.2%、722万5千円の増額となる6億1,106万9千円を計上いたしております。

次に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千

万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきまして、附属の当初予算資料にお示しをさせていただきますので、当初予算資料3ページ歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

令和5年度は、経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算編成でありましたので、投資的経費につきましては、継続的に実施している町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、新たに南条水門の自動化や、村上小学校災害用マンホールトイレ整備事業を行う防災・減災事業、今後、整備を予定しております新複合施設建設事業として、基本設計やボーリング調査等に係る経費などにより、前年度対比プラス88.1%、3億858万7千円の増額となる6億5,872万4千円でございます。

続きまして、義務的経費につきましては、人件費は1.3%の増、障がい者等への福祉サービス給付費などの扶助費については0.9%の減、公債費では1.2%の増となっており、義務的経費全体では前年度対比プラス0.7%、1,892万1千円の増額となる27億346万4千円でございます。

また、その他経費の主なものとして、物件費については、自治体システム標準化に伴うシステム改修委託料や、デジタル田園都市国家構想交付金事業に係るシステム導入費等の新規予算の計上により1億2,379万7千円の増額、補助費等については、継続事業として、スマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金のほか、3小学校が創立150周年を迎え、記念事業に係る補助金等を新たに計上し、また、下水道事業が特別会計から公営企業会計への移行に伴い、一般会計からの繰出金について、性質別区分が繰出金から補助費等へ区分されるなどにより、3億1,121万2千円の増額、逆に、繰出金については、2億9,489万9千円の減額、その他経費全体では、前年度対比プラス3.7%、1億2,249万2千円の増額となる34億4,781万2千円でございます。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比プラス7.1%の68億1千万円でございます。

以上で、令和6年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で、議案第29号「令和6年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第30号以下議案第33号までの特別会計予算、公営企業会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第30号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和6年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,446万円で、

前年度と比較して8,247万6千円、5.7%の減でございます。国民健康保険につきましては、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入としまして、国民健康保険税のほか保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億5,421万1千円、被保険者数の減少等により、前年度に対して932万円の減でございます。

4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、未就学児の均等割を半額に軽減する措置に伴う公費負担分についての一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、歳出について申し上げます。

8ページから9ページの款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税費で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

10ページから13ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億633万7千円、前年度対比で6,265万8千円、5.9%の減額計上でございます。

主な内容としましては、療養給付費が総額8億6千万円で、前年度対比5千万円、5.5%の減、療養費が1,200万円で前年度対比200万円、20%の増、高額療養費が1億2,500万円で、1,500万円、10.7%の減でございます。

13ページから14ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億1,664万6千円で、前年度対比2,039万2千円、6.1%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要経費を案分し、過去の医療費水準を加味した上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は1億9,990万8千円、後期高齢者支援金分は8,741万8千円、介護納付金分は2,932万円でございます。

15ページから16ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業

に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額2,184万2千円、前年度対比54万8千円、2.4%の減でございます。

以上で、令和6年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第31号「令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第31号「令和6年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和6年度から8年度までの3年間の事業計画期間とする新たな第9期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ14億2,327万5千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して1,840万4千円、1.3%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。

3ページ、款1保険料は、被保険者の所得段階を推計する中で、前年度より500万円増の2億9,710万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し264万5千円減の3億3,110万2千円でございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%と地域支援事業費に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度に対し486万2千円減の3億7,222万6千円でございます。

5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し326万8千円減の1億9,913万7千円を計上いたしました。

6ページの款7繰入金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2億622万4千円を一般会計から、また1,698万3千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから11ページにかけての款1総務費は、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会に要する経費など、総額で前年度より180万4千円減の2,092万1千円を計上してございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億2,856万円で、前年度に対し2,042万円、1.5%の減でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費で、総額12億3,074万円、17ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

23ページにかけての項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから24ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で1,910万円を、25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用として385万円をそれぞれ計上いたしました。

26ページから28ページにかけての項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額3,726万円を見込んでございます。

29ページから35ページにかけての款5地域支援事業費は、総額で前年度より281万円増の7,184万5千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、29ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、前年度に対し236万4千円増の4,698万円を計上しております。

31ページの項2一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など307万6千円を計上いたしました。

また、32ページから35ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制整備のための経費2,178万9千円を計上しております。

以上で、令和6年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第32号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付す

ることとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億8,827万9千円とするもので、前年度当初予算と比較して3,048万8千円、11.8%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、目1特別徴収保険料につきましては1億5,041万5千円、目2普通徴収保険料は8,085万1千円で、総額では前年度より2,394万1千円増の2億3,126万6千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、前年度より647万円増の5,512万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページ、款1総務費では、保険料の徴収に係る印刷製本や通信経費などがございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度3,041万1千円増の2億8,638万7千円を計上いたしております。

以上で、令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 次に、議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」。

建設課長（堀内君） 議案第33号「令和6年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

まず、下水道事業会計につきましては、国からの公営企業会計の適用の推進についての要請を受け、令和6年度からは公営企業会計へと移行をいたすことから、新様式での予算書となっておりますので、よろしく願いいたします。

予算書1ページ、第2条業務の予定量につきましては、こちらに記載のとおりとなっております、主な建設改良事業といたしましては、令和5年度より管渠工事を実施いたしました上平及び中之条地区の舗装本復旧工事や、葛尾組合周辺の管渠工事に向けた実施設計業務を実施してまいります。

続いて、第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道事業の維持管理、業務運営に係る経費となっております、下水道事業収益5億5,607万7千円、下水道事業費用5億6,790万4千円を計上いたしております。

続いて、資本的収入及び支出につきましては、主に管渠工事などの建設投資に係る経費となっております、資本的収入4億3,604万4千円、資本的支出4億5,280万円を計上いたしております。

それでは、詳細につきまして、予算に関する説明書、下水道事業会計予算実施計画書の1ページから収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入から。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料にて下水道使用料を計上いたしました。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、一般会計からの繰入金のうち、企業債利子の償還分を計上いたしました。

目2長期前受金戻入は、過年度既に受け入れている国庫補助金や受益者負担金、下水道事業債などを計上いたしました。

続きまして、収益的支出の主なものでございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2総係費は、職員の人件費のほか下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務に伴うシステム使用料や保守料が主なものでございます。

目3流域下水道管理運営費負担金は、千曲川流域下水道上流処理区への維持管理に伴う負担金でございます。

目4減価償却費は、管渠などの構築物やポンプなどの機械及び装置の有形固定資産と、流域下水道施設利用権の無形固定資産に伴う減価償却費でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息分の償還金でございます。

続きまして、2ページ資本的収入及び支出について。こちらも主なものについて申し上げます。

初めに資本的収入から。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良等企業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金に係る事業分の企業債を計上しております。

項2他会計補助金、目1他会計補助金は、一般会計からの繰入金のうち、企業債元金の償還分を計上いたしました。

項3補助金、目1国庫補助金は、管渠工事や実施設計業務などの事業費に対する交付金でございます。

項4負担金等、目1受益者負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいている受益者負担金を計上しております。

続きまして、資本的支出の主なものでございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1補助事業建設改良費は、補助対象となる管渠工事实施設計業務などでございます。

目2単独事業建設改良費は、補助対象事業に付随する単独事業や個人宅への新規取り出し、既設水道管移設補償などでございます。

目3流域下水道建設負担金は、千曲川流域下水道上流処理区の処理場の施設整備などに係る負担金でございます。

項3企業債償還金、目1建設改良等企業債償還金は、企業債元金分の償還金でございます。

以上で、令和6年度坂城町下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。

明日3月1日から3月7日までの7日間は、議案調査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月7日までの7日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時22分)

